

とちぎ禁煙推進店（施設）登録制度実施要領

1 趣旨

県民の受動喫煙の機会を減らすため、多数の者が利用する店舗・施設のうち、禁煙を実施するものを「とちぎ禁煙推進店」（以下「推進店」という。）として登録・公表し、県民による利活用を促進するとともに、多数の者が利用する店舗・施設の管理者に受動喫煙防止に必要な措置を講ずるよう促し、受動喫煙防止の環境づくりと社会的認識の定着を図ることにより、健康長寿とちぎづくりの推進に資する。

2 実施主体

栃木県

3 対象店舗・施設

健康増進法（平成 14 年法律第 103 号。以下「法」という。）第 28 条第 5 号に定める第一種施設（同号イの施設に限る。）のうち「5 要件」に掲げる敷地内禁煙を行うもの及び同条第 6 号に定める第二種施設のうち「5 要件」に掲げる禁煙を行うもので、かつ、栃木県保健福祉部健康増進課長（以下「健康増進課長」という。）又は広域健康福祉センター所長の審査に合格したものとす

る。
ただし、宇都宮市に所在する店舗・施設については、宇都宮市の審査とし、宇都宮市と他市町にまたがって所在する複数の店舗・施設を一括して登録する場合は、栃木県で審査するものとする。

4 定義

- (1) この要領における「喫煙」とは、法第 28 条第 2 号に規定する喫煙をいう。
- (2) この要領における「受動喫煙」とは、法第 28 条第 3 号に規定する受動喫煙をいう。
- (3) この要領における「敷地内禁煙」とは、敷地内（建物を含む。）全てにおいて喫煙を禁止していることをいう。
- (4) この要領における「建物内禁煙」とは、建物内又はテナント内全てにおいて喫煙を禁止していることをいう。

5 要件

推進店は、敷地内禁煙又は建物内禁煙を行うものを対象とし、それぞれ別紙に定める基準を満たすものとする。

6 登録の申請等

- (1) 推進店としての登録を希望する場合は、登録申請書（別記様式 1 号）に禁煙状況報告書（別記様式 2-1 号又は 2-2 号）を添えて、健康増進課長又は広域健康福祉センター所長宛て提出する。（店舗・施設の所在市町を管轄する広域健康福祉センターに提出する。ただし、複数の店舗・施設を異なる広域健康福祉センター管内又は宇都宮市と広域健康福祉センター管内にまたがっ

て置く者が、それらを一括して登録する場合は、健康増進課に提出する。)

- (2) 登録内容を変更する場合は、登録事項変更届（別記様式3号）（必要に応じて、禁煙状況申告書（別記様式2-1号又は2-2号）を添付すること。）を健康増進課長又は広域健康福祉センター所長（提出窓口は前項と同様とする。）宛て提出する。
- (3) 登録を辞退する場合は、辞退届（別記様式4号）を健康増進課長又は広域健康福祉センター所長（提出窓口は前項と同様とする。）宛て提出する。

7 審査及び登録

- (1) 健康増進課長又は広域健康福祉センター所長は、前項（1）に基づく申請があった場合は、申請内容を審査し、適当と認められるものについて登録するものとする。
前項(2)及び(3)についても、同様とする。
- (2) 健康増進課長又は広域健康福祉センター所長は、前項の登録に基づき、ステッカーの交付を行う。
- (3) 推進店は、店頭等にステッカーを掲示し、禁煙であることを利用者に分かりやすく表示する。

8 現状確認

- (1) 健康増進課長又は広域健康福祉センター所長は、登録年度を初年度として3年度毎に、推進店の状況を禁煙推進店現状報告書（別記様式5-1又は5-2号）により確認するものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、健康増進課長又は広域健康福祉センター所長は必要に応じ、推進店の状況を確認することができる。

9 登録の取消し

- (1) 健康増進課長又は広域健康福祉センター所長は、推進店が、この要領で定める活動を行わないことが明らかになった場合、法令に違反した場合、その他推進店として適当でなくなったと認められる場合に、登録を取り消すことができる。
- (2) 健康増進課長又は広域健康福祉センター所長は、登録を取り消した場合は、当該店舗・施設に通知するものとする。

10 広域健康福祉センター等による支援

推進店の所在地を所管する広域健康福祉センターは、推進店の登録等に関する相談に応じると共に、必要な指導・支援を行うこととする。

11 県民に対する情報提供

- (1) 広域健康福祉センターは、管内の推進店について、健康増進課が運営するホームページ「健康長寿とちぎWEB」に情報を掲載するとともに、管内市町の広報媒体等を活用し、管内県民に情報提供する。
- (2) 健康増進課は、県内の推進店について、「健康長寿とちぎWEB」上で周知を図るとともに、県の広報媒体等を活用し、広く県民に情報提供する。

12 登録情報の報告

各広域健康福祉センターは、推進店の登録情報を、「健康長寿とちぎWEB」への掲載により健康増進課に報告することとする。ただし、「健康長寿とちぎWEB」への掲載を希望しない推進店については、登録申請書（別記様式1号）の写しの提出により、報告することとする。

13 健康長寿とちぎづくり推進県民会議会員の登録等

- (1) 推進店は、健康長寿とちぎづくり推進県民会議会員の登録を行う。
- (2) 健康長寿とちぎづくり推進県民会議会員の登録等に関することについては、健康長寿とちぎづくり推進県民会議規約及び健康長寿とちぎづくり推進県民会議会員登録要領の定めるところによる。

14 その他

- (1) 宇都宮市に所在する店舗・施設については、宇都宮市が受付・登録等を行うものとし、県は宇都宮市と協力してこの制度を実施する。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成27年11月2日から適用する

附 則

この要領は、平成28年12月21日から適用する

附 則

- 1 この要領は、令和元年7月1日から適用する
- 2 令和2年3月31日までの間要領中、「健康増進法」とあるのは、「健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）第3条の規定による改正後の健康増進法」とする。
- 3 本要領の適用時に建物内禁煙推進店又は分煙推進店として登録されている店舗・施設のうち、法第28条第5号に定める第一種施設であるものは、令和元年6月30日までに敷地内禁煙推進店へ移行しない場合、本制度の登録を辞退したものとみなす。
- 4 本要領の適用時に分煙推進店として登録されている店舗・施設は、令和2年3月31日までに禁煙推進店へ移行しない場合、本制度の登録を辞退したものとみなす。
- 5 令和2年3月31日までの間、分煙推進店の現状確認は、本改正前の分煙状況報告書（別記様式5-3）により行うものとする。

※ 以下はとちぎ禁煙推進店登録制度実施要領ではありません。

用語解説

○ 健康増進法第28条第2号に規定する喫煙

人が吸入するため、たばこを燃焼させ、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。）を発生させること

○ 法第28条第3号に規定する受動喫煙

人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること